資料３　令和８年２月改訂

練馬区いじめ重大事態に関わる対応フローチャート

練馬区教育委員会
教育振興部教育指導課

○「いじめ防止対策推進法」（以下法）および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和６年８月改訂版）（以下ガイドライン）に基づき、重大事態発生時には以下のフローチャートに沿った対応を行う。

いじめ重大事態の定義※法第 28 条第１項
１　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
２　いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【学校の対応】

アンケート、教師の気付き、児童生徒、保護者の訴え等で発覚

学校いじめ対策委員会で重大事態に該当すると判断

教育指導課への報告

※１　２号重大事態については、30 日を目安とし、発生から７日内に報告することが望ましい。
○法 30 条第１項
○ガイドライン３頁

【教育指導課の対応】

報告の受理
学校からの報告以外に、保護者からの申立てや児童生徒からの相談により、教育指導課が重大事態と判断して、学校に働きかける場合もある。

区長への報告※１　※２

調査主体の決定
学校事故詳細調査委員会を開催して、調査主体と調査の方向性を決定する。

【区長部局の対応】

報告の受理

対応について支援

※２　重大案件等が発生した際は、区長の判断等により総合教育会議を開催し、区長と教育委員会とで連携して対応する。
○ガイドライン 17 頁

対象児童生徒保護者および関係児童生徒保護者への調査方針等の説明

国への報告

学校主体調査※３
２号事案は原則学校主体調査

報告
助言

教育委員会主体調査※４

※３　下記のどちらかで対応
（１）学校いじめ対策組織方式
学校いじめ対策委員会の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、ｓｃ・ｓｓｗｒ等の専門家が参画した調査組織
（２）第三者委員会方式
全ての調査委員が第三者で構成された調査組織
○ガイドライン 21 頁

※４　下記のどちらかで対応
（１）教育委員会等方式
指導主事等のほか、必要に応じて、弁護士、医師、ｓｃ・ｓｓｗｒ等の専門家が参画した調査組織
（２）第三者委員会方式
全ての調査委員が第三者で構成された調査組織
○ガイドライン 21 頁

対象児童生徒保護者および関係児童生徒保護者への調査結果等の説明※５

区長への報告

必要に応じて再調査※６

※５　調査結果の提供は対象者側➡関係者側の順に行う。学校主体調査では不十分であった場合には教育委員会主体調査を行う。
区長への報告の際に、対象者側は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、区長への報告に添えることができる。
○法第 28 条第２項、第３項
○ガイドライン 39～41 頁

※６　再調査は、区長が附属機関を設けて調査を行う。また、教育委員会が、追加調査や構成員を変更して行うことも考えられる。
○法第 30 条第２～５項
○ガイドライン 46, 47 頁

国への報告

議会への報告